

ごみの野外での焼却は 法律で禁止されています

家庭用小型焼却炉での焼却も禁止されています。

ごみの焼却は煙やすす、悪臭で周囲の人に迷惑を掛けるだけではなく、ダイオキシン類や塩化水素など、有害物質が発生する原因にもなります。ごみは正しく分別し、ごみステーションに出すか、専門業者に委託するなど適正に処理しましょう。

▼問い合わせ 環境対策G（クリンクルセンター内・☎⑤2958）

春のクリーン作戦に ご協力ください

〜登別市連合町内会〜

▼日時 4月17日(日) 8時〜9時

※大雨のときは、5月8日(日)に延期。

▼清掃箇所 公園や生活道路、河川敷地、空き地など公共の場所

▼分別方法 燃やせるごみと燃やせないごみの2分別

※通常は資源ごみですが、びん・缶は燃やせないごみ、ペットボトルは燃やせるごみに分別。

▼収集方法 当日は、燃やせないごみのみを収集します。燃やせるごみは、各地区の収集日にごみステーションに出してください。

※町内会などに配布したポランティア袋により排出してください

▼問い合わせ 同事務局（市民サービスG内・☎⑤2139）



犬を飼っている方へ 大切なお知らせ

守っていますか？ 飼い主のマナー

春の訪れとともに、草木の芽が顔をのぞかせますが、その横には、冬を越した茶色のフンが…。

もうすぐ期待を胸にかわいい新1年生が通学します。

散歩中のペットのふんは、必ず持ち帰り、適正に処理しましょう。

また、散歩のときにはリードの長さに注意しましょう。

野犬掃とうを実施します 4月1日(金)〜6月30日(休)

犬を放し飼いにしていると、野犬とみなし捕獲しますので、飼い主は、必ず犬をけい留してください。

また、首輪や鎖、けい留杭などを点検してください。

次のようなときは 届け出が必要です

生後91日以上飼育犬は登録をする必要があります。また、飼育犬が死んだとき、飼い主や住所が変わったときも届け出が必要です。

飼育犬が行方不明に なったときは

室蘭警察署や室蘭保健所、市で保護している場合がありますので、必ずご連絡ください。

問い合わせ
環境対策グループ
(クリンクルセンター内・
☎⑤2958)

毎週木曜日は、
19時まで住民票などの
手続きができます



▼取り扱う業務 戸籍や住民票（住民異動届を含む）、印鑑登録証明書関係、外国人登録など

◎電話予約による証明書の交付

毎週金曜日（祝日を除く）の17時までに、次の証明書を電話で予約した方に、翌土曜日の9時から12時まで市役所の宿直室で交付しています。

- 住民票の写し（本人または同一世帯のもの）
- 印鑑登録証明書（本人のもの）
- 外国人登録原票記載事項証明書（本人のもの）

▼問い合わせ 市民サービスG

(☎⑤1855)

広報のぼりべつに掲載する 広告を募集しています

寸法 縦5.5×横8.3センチ

2枚のときは縦5.5×横17.8センチ

料金 1万8,900円（月額・税込み）

※市内に本・支店などがあり、公共性の高いものを優先します。

※詳しくはお問い合わせください。



問い合わせ 情報推進グループ (☎⑤6586)



市内のイベント情報
まちのトピックス
を放送しています

毎週月曜日 7時57分・17時29分ごろ

問い合わせ 情報推進グループ (☎⑤6586)